

令和7年度第3回 文京区景観づくり審議会会議録

日時：令和8年3月24日（火）

14：00～16：10

場所：文京シビックセンター

24階区議会第1委員会室

文京区都市計画部住環境課

○事務局 会議に先立ちまして、事務局から傍聴の皆様に申し上げます。

会議中、拍手などのご遠慮いただき、静粛に傍聴していただくようお願いいたします。携帯電話やスマートフォンは、電源を切っていただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。加えて、録音・撮影などにはできないことになっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和7年度第3回文京区景観づくり審議会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本審議会の事務局を担当しております、都市計画部住環境課長村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員・幹事の出席状況等についてご報告いたします。

對馬委員、根岸委員、吉田幹事、熱田幹事、大畑幹事より欠席のご連絡をいただいております。白石委員は、遅参のご連絡をいただいております。本日は、委員の半数以上の出席がございますので、文京区景観づくり条例施行規則第29条第1項に基づき、当審議会が成立いたしますことを申し上げます。

まず、お手元の資料を確認させていただきます。区職員の幹事におかれましては、電子データの資料でご案内しておりますので、持参いただいたパソコンでご確認ください。委員の皆様は事前に送付し、本日、ご持参いただきました資料につきまして、次第1枚、資料1「文京区景観計画等見直し骨子案について」、資料2「第2回文京区景観づくり審議会での主な論点と意見対応表」、資料3「文の京景観賞の見直しについて」、資料4「今後の文京区景観計画等見直しスケジュールについて」でございます。また、本日、席上で配布しております名簿、座席表、それから資料3の差し替えがございます。また、閲覧用として、景観計画及びその手引き、それから文京区屋外広告物景観ガイドラインを各一部、机上にご用意してございます。こちらについては会議の終了後に回収いたしますのでよろしくお願いいたします。以上、お揃いでございますでしょうか。不足等ございましたらお申し出ください。

次に、発言の際でございますが、挙手の上、会長からご指名いただきまして、ご着席のまま、マイクに向かってご発言いただきますようお願いいたします。マイクの使用方法につきましては、ご発言の際と、ご発言が終わりました際に、お手元のマイクのスイッチを押していただきますようお願いいたします。また、議事録作成のため、発言の際ははじめに名前をおっしゃっていただきますよう、併せてお願いいたします。それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に従い進めさせていただきます。

きます。まずはじめに、岸田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 岸田でございます。よろしくお願いいたします。

この審議会は、繰り返しになりますが、今年度、来年度と2年間にわたって、景観計画を見直すための審議を進めております。予定などおさらいになりますが、確認のためご説明します。

今年度は、いわゆる骨子案、最終的な見直し案の前の、最初の検討を進めます。具体的に言いますと、主に検討課題を確認していくこと、そしてまた、必要な調査を行うというようなことを進めております。来年度に1年かけて、最終案をまとめるという予定で、目処としては9月ぐらいを目処に素案をまとめたいと考えております。またその後に、最終的な見直し案をまとめていくということでございます。

前回の審議会、昨年12月23日に、小委員会の検討状況や調査結果などが報告され審議を行いました。小委員会の方では、その時に指摘を受けた事項その他について、必要な調査と検討を進めるようお願いいたしました。今回の審議会では、小委員会を重ねられてきた検討結果、骨子案の原案について審議を行っていきたいと思っております。小委員会では、今回の審議の結果を受け、必要事項についてさらに検討いただき、来年度の次回審議会において、見直しの素案として報告を受けられるものと考えております。審議会あるいは伊藤先生の小委員会の委員各位の皆様には、ご協力のほど、改めてお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ここからの進行は、岸田会長にお願いすることといたします。それでは会長、よろしくお願いいたします。

○岸田会長 はい。それでは次第に従い議事に入らせていただきます。

本日の議題は、「文京区景観計画等見直し骨子案について」と「その他」になります。はじめに、景観計画の見直しに向けた具体的な内容を検討しております小委員会から、骨子案のご報告をお願いしたいと思います。それでは小委員会委員長の伊藤先生、お願いいたします。

○伊藤委員 はい、伊藤です。よろしくお願いいたします。

まず、資料1が現時点での見直し骨子案となっています。ご覧ください。今年度、計4回の小委員会を執り行いました。12月23日にも途中段階でご報告したところではありますが、区民アンケートの収集を始め、他の自治体の調査、それから現行景観計画の運用面の課題などを確認し、委員の皆さんからも非常に活発に多面的なご意見

をいただいたところであります。それらを受けて、こちらの骨子案を作成いたしました。また、2月17日の第4回小委員会では「学生フィールドワーク成果発表会」を開催しました。

駅周辺の拠点が、いくつかあるんですけど、大学ごと、あるいは研究室ごとに分かれて、担当の拠点を決めて、まち並みや広告物について、区内で、学生さんたちですが、率直な意見を聞くことができたかと思います。学生らしいというか、学生ならではの意見も聞けて、なかなか充実した盛りだくさんの内容だったかなと思っています。

それで、まだこれが、直接見直し骨子案に反映されているわけではないので、今後どのように景観計画に反映していくかというのは、来年度この骨子案をもとに議論を重ねて、景観計画の見直し案の検討を進めてまいります。詳細の内容につきましては、事務局よりご説明をお願いいたします。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。それでは、事務局の方から。

○事務局 事務局から、ご説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。文京区景観計画等見直し骨子案でございます。前回、12月の審議会で、ご議論いただきました、骨子案の作成に向けてという資料をもとに、加筆修正を加えたものとなっております。先ほど、会長からのご説明いただきましたけれども、文京区景観計画につきましては、令和7年度、8年度の2年間で見直しを行う予定でございまして、7年度は見直しの方向性を確認して、骨子案を作成するというところが、スケジュール上の1つ、目標になってございます。それでは、3ページをご覧ください。前回の説明と多少被るところもございすけれども、改めて見直しのポイントを簡単にご説明いたします。文京区景観計画見直しのポイントといたしましては、①から③まで3つございます。そのうち大きなところは、①「新たな視点や考え方に伴う追加・見直し」になります。その中に、4つ黒い点がございまして、順にご説明いたしますと、1つ目が、文京区都市マスタープラン見直しに伴う景観計画の見直しでございます。こちらは、主に駅周辺の拠点として位置づけられたエリアの基準について検討しております。2つ目でございますが、東京都の景観計画に夜間景観の方針が追加されたことに伴う見直しでございます。こちらは、主に夜間の照明計画について議論を進める形となります。3つ目ですが、デジタルサイネージや太陽光発電パネルなど、景観に影響を及ぼす要素がある設置物についての検討でございます。特に、デジタルサイネージ等の光を発する広告物につきましては、先ほどの夜間景観と併せて、検討する必要があると考えてございます。4つ目、その他社

会情勢の変化に合わせた景観計画の見直しでございます。その他、②「運用面での課題への対応」と、③「現況にあわせた時点修正」についてですが、こちらは景観計画を策定してから現在 10 年以上経過しているというところから、これまでの運用面の課題ですとか、現状を踏まえた見直しをポイントとして挙げてございます。4 ページをご覧ください。文京区景観計画等の見直し全体像を、示したものとなっております。ページの一番上、真ん中に、景観計画と記載した大きな枠とですね、右下に小さな枠 2 つで、文京区景観づくりの手引き、それから文京区屋外広告物景観ガイドライン、こちらを記載してございます。それぞれどこを見直すのか、というところを一覧で示してございます。こちら、机上に配布しました参考資料で、現行計画等の冊子が 3 種類お手元にあるかと思いますが、こちらと対応したものになってございます。5 ページをご覧ください。3 ページの見直しのポイントを踏まえて、具体的な見直しの方向性を項目 7 つにまとめてございます。基本的には 12 月の資料と変わらないものでございますが、一部追加がございます。12 ページをご覧ください。「(5) 既存樹木や既存の地域資源を活かした景観づくり」という項目を追加してございます。内容といたしましては、中ほどの現状と課題というところの 2 つ目の黒い点の通りでございますが、現行計画において、遺構や樹木等の歴史的な資源があれば、それらを活かすという基準、現在もあるところなんですけど、今後それをより伝わりやすく、具体例など手引き等に記載することを検討するというものでございます。次に、16 ページをご覧ください。こちらは、現行計画に対して新規追加及び見直しを検討している件について、対応表にまとめたものでございます。4 ページでお示した全体像と比べて、どの部分にどのような基準を、追加・見直ししているか、より具体的の方針を示してございます。同様に 19 ページには手引き、20 ページには屋外広告物景観ガイドラインを掲載しております。骨子案の説明は以上でございます。

続きまして、資料 2 をご覧ください。前回、12 月 23 日開催の第 2 回審議会及び 2 月 17 日開催の第 4 回小委員会におけるご意見とその対応をまとめた表になります。前回の振り返りでございますので、後ほどお時間がある時にご確認いただけたらと思います。今後、これらいただきましたご意見を踏まえて、景観計画等の基準や配慮事項を検討し、素案の作成を進めてまいるところでございます。

資料 1 及び資料 2 の説明は以上でございます。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。それでは、早速審議に入りたいと思います。審議の対象の項目がかなり多岐に渡るので、委員の先生方には、理解を進めていただきながら、その都度コメントいただければと思います。それでは、まず今の説明

の順に従うと、資料 1 の 1「見直しのポイント」が 3 つ挙げられています。①新たな視点や考え方に伴う追加・見直し、②運用面での課題への対応、最後に③現況に併せた時点修正ということです。その次のページに、見直しの全体像という大きな図がございます。まず話の端緒として、この見直しのポイント 3 つあります、それと見直しの全体像の図がございますが、この辺を中心に何かご意見、お気づきになったことがございましたら挙手をお願いいたします。あるいは伊藤先生の方から改めて何か追加のご説明、コメントがございますでしょうか。

○伊藤委員 はい、伊藤です。

見直しのポイントについては、今年度、最初からこの 3 点でやっていきますということでありました。特に、都市マスタープランの見直しに伴って、拠点が定義され直したのに伴い、景観計画の方にも拠点というのが出てきて、その範囲はどうするんだとか、前回こちらでも議論になりました、拠点で非常に大型の、今まで文京区にあまりなかったような開発が起こってくる時の基準というのも、改めて考えるべきではないか、というような問題提起がされたというところでして。その後、そうではないとかそういう意見はなかったので、そのとおりに検討していきましょうということで進められているところです。基準については、専門家に入っている、少し細かく調整をしながら、あるいはアドバイザーの先生方にもご意見いただきながら、新たな案を出してきている、骨子案の方向性として修正の方向を出してきているという状況です。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

今のご説明でも少し触れられているのですが、大規模開発については、前回確か土田先生の方から、むしろ積極的に誘導する方向性を出せたらどうか、というお話があったのと、清水先生でしたか、下町のゾーンについてもう少しはっきりした位置づけをした方がいいんじゃないか、とご指摘もあったと思います。土田先生あるいは清水先生、この検討にあたってさらに付言されることがございましたら、いかがでしょうか。

○土田委員 ありがとうございます。土田です。

まさに、今お話をいただいたとおり、特に新しい飯田橋駅周辺とかの開発で、具体的にと言われると、とても難しいのですが、僕自身意外と都市計画行政もそうなんですけど、大規模開発の中に入って、街路、オープンスペース、公園、あと特に容積率が増える状態のときに、公開空地を含めていろんな景観をコーディネートしたりリードしたりするというのを比較的専門にしているんですね。それで、この 3 ページの

見直しのポイントの中で、拠点の位置づけという話が①のところにあって、もう一つ、②のところで、文京区の景観の誘導方式の中での景観アドバイザーを活用して、という話のところで。アドバイザーの方々も、自分たちが役に立っているかどうかということも含めて大変真摯に考えていただいています。申し上げたいのは、大規模開発は大きなお金が動くと同時に、いろんな影響範囲が広いので、助言という言い方だと、はい聞きました、で終わるパターンが多いというか。本来、景観はある種の共通価値、コミュニティの共通価値と言ってもいいものなので、誰が良い、誰が悪いということはない。みんなで決めるものだ、ということで行くと、アドバイザー等によるアドバイスをして、それでも決めるのはあなたたちだよ、という事業者も含めたやり方というのは正しいんですけど、大規模事業の場合は必ずしも性善説に立てないところがあるので、要はアドバイザーという仕組みとはもしかすると別に、何かしらの枠組みみたいなものもご検討されるというのがあったらもっと良くなるとは思っています。ただそれが、この文京区の考えている景観計画という法定計画の枠組みではちょっと受けられない、コンプライアンスの部分もちょっとありそうなので、それでちょっと語尾が濁っているというところが正直なところですよ。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

今のご指摘は、まちづくりで住民がどういうふうに関与するか、という問題に繋がっていくと思います。非常に重要な点で、今回の見直しの機会を捉えて、そういう対話型のような決め方、決めるやり方を工夫できればいいと思います。その辺については作業部会の方でも検討を進めていただきたいと思います。清水先生の方はいかがでしょう。

○清水委員 はい。最初にちょっと振られましたので、根津・千駄木の話だと思いますが、それ以外にあと2点ほど、最初にお話ししておきたいと思います。根津・千駄木についてはですね、文京区の方、実際に来られて、私も千駄木に行って、お話をしましたので、どういうことになっているのか私は知りたいということだったんですね。どうも結果的に言いますと、住民の方の盛り上がりはもう一つまだないということのようだと。だから景観地区にするためには、やはりそこがないと動けないんですね。全部役所の方で決めていったのを押し付けるんじゃないですから。ですから、ちょっとこれはもう少し時間がかかるのだろうな、とは思いました。ただ今、谷根千の辺りが非常に問題の状況になりつつあるというのは、ものすごく実感してるんですね。この間あそこがこうなってるということをいろいろとちょっと私が知ってる範囲のことはお伝えしましたが、非常に微妙なのは、谷根千と言われているところは台東

区と文京区と荒川区が入り混じってるところなので。それで、私が特に問題だと思ってたところは、特に荒川区だということが分かりました。ここに対しては何も言えない。荒川区の一番端っこなんですけれど、大変なことがこれから起こりそうな気配があるというところなんですよね。ただ大きなのはないんですけれども、徐々に壊れていってるなというのは、もう私もずっと近所にいて分かっているので、ここは何とかしなきゃなんない。前回も言いましたように、美観地区にするわけじゃないんですよ。雰囲気を残すためには何をすればいいのかを地元の人たちと考える必要があるということなんです。それについて何ができるか。実際、谷根千でもいろんな動きが出てきてですね、どんどん壊そうという方向に行きつつ、経済優先で文化は置いて、になりつつあるという。一般的な場所と一緒になんですけれど、そうなりつつあることが懸念材料であるということです。これ1点目ですけど。

2点目は、今回の中で夜間景観というのが出てきてます。これについては私はちょうど台東区の委員もやってたので、その時にも言われてて数年前ですけど。上野公園の夜間景観の話が出てきたんですよ。それで、どうもこれは観光だなということは認識したんです。観光で夜に人を集めるというふうな意向がある気配を感じたので。それはただ私が台東区の方でずっとやっていたのが2、3年前ですから、今その辺りが違ってるのかどうかを、私は今回知りたいなと思います。

あともう1点は、今回の資料を読んでいて思ったのは、やはりアドバイザーの方が非常に、先ほど土田さんも言われましたけれど、何に困られているんだろうかと。おそらくその状況を知りたいと思います。ここを強化しなきゃならないのか、非常に困られているらしいというのは伝わってくるんですけど、具体的にどういうことなのかというのをできれば教えて欲しいなというふうに思ってます。以上です。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。

今の清水先生のお話は、土田先生のご提案とも重なる部分があるんですけど、これは小委員会の方でも特にアドバイザーの権限というか働きかける仕組みづくりという点について、実際検討を進められていらっしゃるんでしょうか、伊藤先生。

○伊藤委員 伊藤です。

仕組みについては、小委員会の方では、少なくとも今のところあまり議論にはなっていません。ただ、今後見直しをする中で、こういったものをどう使っていくのかというときに、景観計画であるとかガイドラインみたいなものを使いながらアドバイスしていただいているので、どう使っていくかという中で、もう少し場合によっては運用面にも踏み込んでいく可能性もあるかもしれないというところです。ただ、アドバ

イザーの先生方、結構何人も入っていただいているので、委員として。現在の景観計画、あるいはガイドラインでどういうところが使いにくいのかというか、もうちょっとこういうところは言うて欲しいとか、あるいはこれはよく見ると確かに書かれているけどあんまり実際には使ってませんとか、そういうご意見は都度伺いながら議論が進められればいいかと思います。議論では、いろんな面があるんですけど、もちろん色彩もあります。それから、特に街角のちょっとした広場というか、どうやって足元の公共空間作っていくかみたいなどころでは、なかなか、制度面でボーナスがあれば言いやすいけれど、そうではない景観計画という面で言うのはなかなか難しいので、割と緑化の話とか、そういうところを言うことが多いですね。あとはもう少し、かつて界限と言っていたような、その場所の雰囲気みたいなもののまとまりがどこかに明示していただけると「ここはこういう場所なので」と言いやすいですね、というご意見もあった反面、そこから線を引いてしまうと、そこから一步でも出ると「いや違いますよね」という話になってしまうので、書き方もちょっとどうしますかねみたいな意見であるとか。結構多岐にわたって、どういうふうに景観計画・ガイドラインが使われているかというのは伺いながらはやっているのですが、今のところ、何か決定的にここが使いづらいとか、これがやりにくいとかいうご意見があるわけでもなさそうかなと思っています。

○土田委員 うまく整理してお話できないのですが、例えばですね、お手元にある現行景観計画の109ページに、108ページから続くわけですが、景観づくりの推進体制という話の中で(3)の「建築行為等の協議体制」という中に、実は景観アドバイザーというのが位置づけられています。それで、109ページの右側のところ、これ届出制度の流れというのがありまして。文京区の場合は一般的には大規模建築の届出制度が景観計画としては多いんですけど、特にその200平米以上の優良建築物、要は俗に戸建て住宅の大規模版みたいなものも、実は全部この届出制度に上がってくるといいます。実はその届出制度の対象がすごく多岐にわたっていて、結果、今年度で、アドバイザー会議に150件かけられる。すごく、一般の自治体に比べると全然多い。ちょっと良くも悪くも、アドバイザーの方たちが扱うもののレンジが広いんですね、そこで、注目していただきたいのは、この109ページの「文京区景観づくり条例による事前協議」っていうところの2段目の四角の左上に「景観アドバイザーによる助言」って書いてあるんですよ。これが、今日の資料の3ページ、左側のページで、②の「運用面での課題への対応」のところ、例えばですけど、1ポツ目のところで「景観アドバイザーによる助言などの仕組みを運用しているが、アドバイザーの意見が反映しにく

い面がある」って書いてある。これは「意見」になっちゃうと、「助言」じゃないんですよ。さっき申し上げたように、清水先生もおっしゃったように地元の人たちがやる気があるので、アドバイザーはあくまでアドバイスが仕事なのであって、そこで意見を押し付けてはいけないという半分ファシリテーター的なところがあるんですけど。文京区景観計画の場合は、過去の経緯もあって、ちょっと規制型に捉えているんですね、決まりを。だから、そこで実効性を高めるために規則が欲しいというアドバイザーの先生方のビヘイビアに転換しているのは、「言うこと聞いてくれない」という、ちょっとそのアドバイスとそれ以上の注文が難しいという問題がある。僕の中では、たまたまですけど、東京都の条例で僕は街並みデザイナーになっているので、景観をデザインする人間なので、こういうのどうって言われて受け入れられるものであれば対応できるし、受け入れなければできないっていうところなんです。アドバイザー業務っていうところを、もう少しシェイプアップするというか、ブラッシュアップするのもあるかもしれない。それぞれのご専門があり、建築、ランドスケープ、シビックデザイン、色彩・カラーリングの専門があるので、それをどう組み合わせてどこにどう当て込むかというところは、逆に今直接事業者と対峙していないアドバイザーたちなので、文京区の中の体制を仕組みと含めてどう作るか、というようなところは1個ポイントかなとは思っています。だからちょっと広げてしまうと、ここで実現したい景観。対象となる案件がすごく多岐にわたるので、それぞれに多分考え方の整理みたいなのはいるような気がしますけど、どこまで何をどういうレベルでどういうふう to 実現するのかというところは、ちょっとテクニカルの議論の前に整理が要るかなという印象は持っています。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。

3つある見直しのポイントの2つ目、運用面での工夫というか、課題への対応、ある意味で非常にチャレンジングな面もあるんだけど、議論を深めていかないといけないですね。

○土田委員 この「実効性」と言っているのが、何か目標に対する到達点みたいなニュアンスも、今、流行りの定量的客観的評価みたいなところにも繋がりそうなので、ここをどういう実効性を考えるのかというのもディスカッションがいる気がします。

○岸田会長 おそらく、運用の中で事業者の方と、景観計画をコントロールする区と、住民との対話をするという話も出たのですが、その事業者とこちらの対話というところが重要だと思います。だからおそらくは「このまち並みはこうだ」というのは決めてかかって対話するというよりも、対話しながら良いところを見つけるというプロ

セスができれば理想的なんですが、そこをぜひ制度的に工夫いただけるといいのかも
しれません。はい、どうぞ板倉委員。

○**板倉委員** あ、今「届出制度の流れ」ということでアドバイザーさんの役割という
か、この景観計画の109ページでお話をさせていただいてると思うんですけど、イン
ターネットで引くと「文京区景観法に基づく届出・景観事前協議パンフレット」とい
うのが出てくるんですね。これは、令和4年12月となってるんですけども。これ
によりますと、こっちの計画ですと「景観アドバイザーによる助言」というふうに
書かれているんですが、この新しい令和4年12月っていうパンフレットを見ると、
区との事前相談があって、事前協議書の提出4部ってあって、そこからすぐに行くの
は「アドバイザー会議に」というふうになっちゃうんですね。助言っていうよりは、
直接この計画をアドバイザー会議に諮って、それから書類審査・現地調査っていう流
れになってるんですけども、これをこの計画からこれに変えたんでしょうか。

○**事務局** はい。事務局です。特に制度上変わっているということではなくて、制度の
中では協議をする相手はあくまで区になります。アドバイザーのアドバイスする相手
というのは、区役所に対するアドバイスになりまして、区がそれを受けて、申請者の
方とどう協議するかという流れは変わっていない状況です。

○**板倉委員** はい。これを見ていると、届出の流れですから、届を出された方がこうい
う流れで進めていくっていうふうに、この流れで見ると、そのように私は受けとめる
んですけども、ちょっとですからご説明いただいた計画の方と違うのではないかっ
ていうの、整合性というか、そういうのがきちっとやっぱりわかるようにしてい
ただかないと、というふうに思いました。

○**事務局** パンフレットの方は、読まれる方にちょっとわかりやすく伝わるように書い
ているつもりではいるんですけど、その辺り、再度事務局の方で表現とか見直しな
がら、改めるところがあれば直していきたいというふうに考えております。

○**岸田会長** はい。ありがとうございました。

区の方の運用としては、一応ぶれていないのですが、パンフレットの文章において、
直すべきところがあれば適宜直していただくっていうことでよろしいですかね。はい。
それでちょっと話を戻しますが、清水委員のご指摘の方は3つあったのですが、最初
の2つ谷根千関係の話、それから特に荒川区の問題。これがある種、この検討会の中
で拠点として位置づける必要があるという方向で考えておられるわけですか。

○**清水委員** 私が、この間言っていたのは「景観形成重点地区」ですよ、重点的にや
る、もう格上げするようなことを盛り込むのかなと思っていたということですよ。

それがなかったので、なぜなのかということに対して、地元がもう一つ盛り上がってないというようだ。そうすると、まだこちらの方の中での、少しでもできる範囲内のことをやるしかないんだらうなというレベルかと思います。ただ、非常に問題な状況になりつつあるということです。

○**岸田会長** 特に、それに関係して荒川区の方で開発圧力が強まってるというところはあって、危惧してるということでしょうか。

○**清水委員** 荒川区は、どういうことになってるのか私は知りませんが、ものすごい更地ができつつあって、一体何ができるんだらうというのが、もうすぐ例えば夕焼けだんだんの横には、巨大な建物が建ってしまってますしね。もうぶち壊しになっちゃってるんですけど、富士山なんて全く見えなくなって。ああいうことをどうして認めていってしまったんだらうなということは思っていたということなんですよね。

○**岸田会長** 今回の、景観計画の見直しというか修正において、実際、今の谷根千近辺のゾーンについてできること、できないことは当然あると思うんですけど、その辺小委員会の方でも多少はご議論されていらっしゃるんですか、それとも事務局の方でもこの問題に関しては何か見解がございますか。

○**事務局** 事務局として、小委員会の中での議論としては、今後下町交流ゾーンといったものをどういうふうにしていくかという議論はあるかと思います。ちょっと荒川区の範囲という話になると区の外になってしまうので、何か対策というところに至らないところはありますけれども、今回の景観計画の見直しの中では、下町交流ゾーンについて、基準等を誘導する方向は考えていきたい思います。

○**岸田会長** この問題について、清水先生は特にあの辺のゾーンにお詳しいので問題提起していただいたという経緯がありますが、やはり文京区としては重要な文京区らしい景観が残っている場所だという事実もあります。他の委員の先生方で、この地区に関して何かご意見なりご提案なりがあれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。佐々木委員どうぞ。

○**佐々木委員** 佐々木です。私も結構谷根千あたりが活動範囲、行動範囲なので、イベントに参加したりするんですけど。やっぱりどちらかというと谷中・根津・千駄木も谷中に引っ張ってもらっているイメージが強くて。何かイベントをやるとか、町の歴史を知ろうとかの、若い人を集めるというのがやっぱり谷中の人たちが、人を呼び集めて、根津も紹介しよう、千駄木も紹介しようみたいな感じでいろいろ動かれています。もちろん違う区ではあるんですけど、台東区はすごい頑張ってるってらっしゃ

るなっていうふうに思うので、よその区とはいえ、何か連携した方がいいのかなというふうにはたまに思ったりもします。多分目指すところはいいし、彼ら、20 代の子たちがたくさん頑張ってるというのもあったりして、連携っていうのがあっていいのかなというふうに思います。

○岸田会長 ありがとうございます。清水委員のご指摘だと、地元で盛り上がりがいまいち欠けてるというか、十分じゃないところもあるから、むしろ逆に区の方のこういう制度、あるいは計画において工夫できることがあれば、いいのかと思います。その結果として、区民の方もまた反応が変わってくることもあるかと思うんです。その他いかがでしょうか。はいどうぞ、浅田委員。

○浅田委員 はい。私は千駄木におりまして、下町祭りでありますとか、根津神社の祭りですとかということを地域から、そこで声をかける側の人間としてね、町会の役員であるとか、実行委員であるとかという、そういう立場から活動している者です。

先ほど、先生の方から盛り上がり欠けるというのは、本当に私たちの力不足だなということを痛感していて。地元の何と言いますか、これまで培ってきた景観であるとか、あるいは、人の人情、風情と言いますかね、こういったものを何とか少しでも元気よく活性化したいという思いはあるんですけれども、なかなか具体的に難しいというのは率直なところではあります。ただ、今回この景観ということから言いますと、ぜひ私は考えていただきたい、区として全体で考えていただきたいと思っているのは、それこそ下町のまち並みであった谷中銀座。これ千駄木と台東区の境にあります谷中銀座、ここにね、この間通ってみますと、ちっちゃなスーパーみたいなのがあったんですけれども、そこにまあ大きな薬局。この巨大な看板、巨大と言ってももうなんだ、畳横にして3枚か4枚並んでいる、それが夜、煌々と光を照らしてるんですよ。これが何とも不釣り合いな看板なんですよね。ただ文京区を見ましても、薬局さん、日医大の坂を降りてきたところに根津に大きな看板があって夜になると、煌々と照らしてるわけですよ。こういったものが、その街の景観や夜の夜景にしても、不釣り合いだなというのは率直に感じているところなんですよね。これを規制するというのは難しいとは思いますが、街全体としてどういう街を作っていくという観点から、一定の景観というものは本当に今問われているなっていうのを感じています。これほっとくと、もっともっと大きな、景観というか夜景というかそういったものを壊すような方向に流れてしまいがちな今風潮ですから、ぜひその点については、いらっしゃる皆さんご指導いただけたらなというふうに思っております。

○岸田会長 ありがとうございます。これは実は、今日の会議の冒頭で土田委員の方

から大規模開発について、いろいろ積極的に関与できるような仕組みがあったらいいんじゃないか、というお話と共通してる問題かと思うんですね。だから積極的に屋外看板については、まち並みをつくる大きなファクターでもあるから、積極的にこういう方向で、あるいはこういうのは少し遠慮してもらおうというような方向性を打ち出すことがもしできるならば、それがいいと思います。ぜひ小委員会の方でもそういう手立てが立てられないかどうか検討いただければと思います。検討自体はもちろん可能なわけですね。

○事務局 はい。事務局からお答えいたします。まず屋外広告物の協議というところは、現状も行っているところなんですけれども、その光というところに対して、特に中に規制があるというか決まりがあるわけではないという現状はございます。

それに対して、今回、先ほどの浅田委員のお話にもありましたけれど、夜間景観の話、台東区と比べてどうかという話も踏まえて話をしますと、7ページをご覧いただきたいのですが、(2) 夜間の景観形成に関する方針や基準、こちらの「現状と課題」の3つ目の黒い点ですが、夜の賑わいや活気を演出する地区だけではなくて、品格や落ち着きを持ち、明るさを抑制すべき地区など、そういった配慮が必要なところ、それから住宅地のようにちょっと落ち着きが欲しいところ、そういったところの規制というところまではちょっと持っていけるかどうかわかりませんが、誘導する方向ですとか、そういった数値での基準ができるかといったところは、今後小委員会での検討課題という認識してございます。また次のページの屋外広告物に関する方針、基準というところでは、こちら、デジタルサイネージというところを主としますけれども、これについても明るさですとか、そういったところの話を結びつけての検討ができるかなと思っております。

○岸田会長 ありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思います。一方で浅田委員の方からご指摘があった、もう既に行われてしまったものについて、これは法律の問題が当然あるんでしょうけれども、少なくともオーナーの方に再考していただけるような何かきっかけが作れるといいかと思います。もちろん法律の枠内でしか動けないと思いますが、そういう方向も検討できるかなと思っております。よろしく願いいたします。

それで、最初は見直しの全体像の辺りからと申し上げましたが、初めて見るといういろんな検討のポイントが、それぞれ個別に飛ぶので、これからはこの資料の全ページに渡ってコメントをいただけますとよろしいかと思います。

それで、最初に、たまたま今回の夜間景観のところで光と、それから屋外広告物に

については色の問題もでてきておりますが、色彩基準については、これも既に小委員会の方でも話題になったというふうにお聞きしています。単に色だけではなくて、材質とか、質感とかいったものも含めて、誘導する方向で持っていけないかというふうに考えております。その辺のことについてはいかがでしょうか。色彩基準という形で、それだけ取り上げていくべきかどうか。伊藤先生何かありますか。

○伊藤委員 はい。まずは色彩基準については、13 ページにもあるように、コントラストであるとかそういったところを見直しつつあるところですよ。それで小委員会にご参加いただいている色彩の専門家の方からも、実際はそういう値だけではなくて、それがどういうもので、素材とかですけど、仕上げとか、同じ白でも塗料によって違ってくるとか、そういったお話もあって、なかなかここに書き込んでルールとしてこういうふうにするというのは、なかなか難しいのではないかというお話はありました。一方で、先ほどの夜間景観もそう、屋外広告物もそうなんですけれど、区民アンケートでも、地区によって静かなあまり広告出さないような、夜間も光出さないような方がいい地区と、また出してもいいような活発化するような地区で分けてもいいのではないかみたいな意見もそれなりに多かったかと思っておりますので。何か素材について景観計画に書くというのはなかなか難しいところがあるかなと。一方で、手引きであれば、何かこういうものは推奨されますと、この地区でこういうものは推奨されますというような書き方はもしかしたらできるのかもしれない。それを見ながらアドバイザーの方が「少しここにもこう書いてありますし」というアドバイスの仕方ができる。そういう少し基準というルールではないですけど、ある種の何か参考になるようなものとしての書き方というのはできるかもしれないと、個人的には思っておりますが。なかなか多岐に渡るので素材も難しいところはあるかなと。

○岸田会長 景観計画は、法律に基づく面があるので注意しないといけないと思うのですが、一方、今のご指摘では、問題意識はあるけれども、色だけではなくて、例えば素材など様々なファクターについて考慮する、そういう議論はあっても難しい、手引きぐらいだったらできるというお話でしたが、そこは景観計画の中にでも表現というか文言を工夫し、例えば素材について言及をすることもできるのではないかと、そういう気もするんですが。どうでしょうか。事務局の方で、いやそれはやっぱり言及であったとしても難しいということであれば、ぜひ委員のご意見を伺いたいと思います。土田委員、何かありますか？

○土田委員 景観計画で、色彩について語るのは実はちょっと無理があると思っております。先ほどの大規模開発もそうなんですけれど、これ言葉尻を捉えると事前協議に

なっています。もちろんクライアントもそうですし、事業主さんもそうですし、当然その設計依頼を受けた設計者の方もそうなんですけれど、まだ概略設計が終わるぐらいのところで話をしなきゃいけないんですよね。当たり前ですけど、今VEもありますし、要は実施設計が終わって、当然時間がかかりますので、金利の変動もある、建設資材の高騰も含めて社会経済的な変動がある中で、実は色とか材料が決まるのは、最後の最後でお金がどれぐらい余るか、極論するといい流し台を取るか、外壁の色・材料どっちか一つと言われたらどっち取る、みたいな話の中で決まってくるのが一般的なので。実は色と材料を組み合わせでチェックをしようと思うと、実は最後の最後までしつこく追っかけないと。事前協議では「いや、大丈夫です、この色で、このテクスチャーで、この材料でいきますよ」と言っててOK出しても、設計が進んで工事が進んで最後にお金がなければ、そんなのはもう予定は未定であって決定ではない。最後ガラッと変わっちゃうというのはよくある話なので。そういう意味では事前協議のところで、この景観計画の枠組みの中で書き切るのはちょっと難しいかなと思っています。そういう意味では一般の計画ではなくて、先ほど清水先生もおっしゃっているような、例えば景観形成重点地区は事前協議で一応目論見としてはこういう方向というのを追った上で、最終的にも竣工時にチェックをしてみたいな話が、どこまで行政がやる話と、地元の人たちがやる話というのを、エリアも含めてどう組み立てていくのかということじゃないかなと。材料と色をセットにすると、時間との関係がだいぶシステム上大きな問題になるというふうに思っております。以上です。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。そこはやはり文言の工夫が必要だと思います。一つは景観計画に絡んでいる協議ですか、それを例えば1回プロセスが終わったら全ておしまいというのではなくて、そこにもう一段の工夫、プロセスの工夫を加えるということもできるのではないかと思います。それと先ほど色彩の話については、色彩プラス素材という単純な話ではおそらくなくて、色彩と素材、さらに光の状態、艶があるかないかといったようなことまでを、つまり総合的なある種のクオリティをコントロールできるような、制度的な工夫をすることまで検討いただければいいのではないかと。決めてかかると話し合いにもならないし、一端決めたらもうお金が合わないといった硬直的な状況になってしまうと困るのですが、そういう問題も踏まえた上で、制度的には大変かもわからないけれど柔軟性というか、曖昧さを残すような形が工夫できないか、その辺も考えていただければと思います。米田委員どうぞ。

○米田委員 はい。会長が言われた素材について加えるというかですね、検討研究していくというのは賛成なんですけれども。この色彩基準の中には難しいということ

あれば、このまとまりの地区が重なってるところがありますよね。例えば拠点と、寺町の基準ですかね。または下町が重なってるとかあるので、そこでうまく入れ込むことができないですかね。そちらの方にその素材というのを入れて、重なり合うから、アドバイザー的にはそちらの方に誘導していくというですね。というのはこの小委員会を通じて、学生のフィールドワークとかアドバイザーの人の意見を聞いたりとかして、アドバイザーとしてはちょっと規則的なことが欲しいと。学生のフィールドワークでは、例えば白山を調べたグループがあったのですけれども、この寺町基準とこの拠点の基準が混ざり合うところでどうしたらいいかわからないみたいな状況がちょっと露見したので、そこで拠点基準には入らないけど寺町でその素材っていうのがうたわれている、だから素材を誘導していけばいいっていうような。何か重なり合うかなというところでうまく持ってくる方法があるかなというふうに思いました。拠点の最初の見直しのポイントであれば、拠点の位置づけであって、あとは運用面での実効性の高いものにしていくということに繋がっていった。具体的にはこちらでいくと、5 ページの見直し方針の「各拠点等の特性などを整理した説明を追加する」ということに繋がっていくと思うんですけれども、今後の話ですけど、ちょっとその重なりどころのルールづくりというのは、あっていいかなと。

○岸田会長 実際は、規則だけで白黒がつくられる、そういうケースはあまり多くないと思います。それで実際アドバイスをされている担当の方のご苦労も大変だと思うのですが、今のお話に関連してお聞きしたいんですが、一般的にはいろいろな性格づけなどの規定が重なる場合は、特定の規定の方が優先するということがあるんじゃないですか。

○伊藤委員 文京区の景観計画の 27 ページとかにあるんですけれども、いくつかの基準があって、坂道基準とかまちのまとまり基準とか。拠点とかあるんですけれども、それは基本的には多分現在、ただ重なるだけの基準になっているので。先ほどの白山の話だと、拠点であり、寺町であるという、両方かかっているという状態になっていった、特にこの場合は拠点が優先されますとかいうことはない。

○岸田会長 わかりました。一つの事象に関して、重なった違う視点からの規定があった場合は、特殊な方を優先するということであって、重層してるそれぞれの層が別のことについての規定であれば、重層したものそのまま適用するということになるということですね。いずれにしても、最終的には重層的な規定がかかったら、それは特にアドバイザーが入る場合には総合的に考えていただくということしかない。その中で、素材の話なり、艶の話なり、あるいはいろんな話が出てくるといふふうに整理すれば

よろしいわけですね。

○**米田委員** それを、もう少し景観計画として、ちょっとこれ個人的な意見ですけど、これからの話でしようけれど、ちょっと誘導した方がいいかなと。例えば白山だったら寺町とかになっていくのか。そうするとその中に素材っていうものがそこでは入ってくるということがあり得るかなというふうに思いました。

○**岸田会長** わかりましたありがとうございます。白石委員。

○**白石委員** 今、先生たちの話を聞いていて、全体的に文京区にずっと住んでいて思うのは、このガイドラインが活用されて、非常に大きな問題もなく、先ほど出た千駄木についても、お風呂屋さんがなくなって特養の施設ができれば、そこがそのまち並みに配慮されるような形で作られるし。そういうような連続性があって、あんまり大きな課題、例えば 150 件のアドバイザーの方が入ってやった数も結構大きな数で、活躍されてるんだなというふうに思いました。

そこで、今ここでも上がっているんですけど、僕が前に景観審議会委員やったときに、学識の先生方が白山通りを例えて、千石から水道橋まで文京区ここは暗くていいんだというような話をされたのを覚えてるんですけど。僕そのとき「なんで暗くていいんですか」という話をして、「いや、文京区は落ち着いたまち並みの住宅地域だから、豊島区側がガヤガヤしてていい、千代田区側の水道橋からあっち側ガヤガヤしてていいけど、そういうような広告の出し方だとか、ネオンの使い方を抑えた方がいいんだ」というのを聞いてて。それも一つそうだなと思ったんですけど。でも白山通りでこの間また大きな問題もなくという中で、デジタルサイネージというものが、この後楽園周辺にくると、昔の球場ぐらいだったころのデジタルサイネージってすごい明るくて迷惑だというのがあったんですけど、この間の東京ドームのデジタルサイネージって全く光を感じない。技術なのかよくわからないんですけど。そういうのがもうどんどんどんどん巨大化して、映し出されて、広告が毎回毎回変わるような形になっていくというのが今後の世の中なんだろうなというふうに認識してて。それを今度、固定された看板、さっきあった薬局がもし根津・千駄木だったら、木の看板だったらいいのかなと思うんですけど、でも本当に木の看板を設置するようにあの商店街が求めているのかっていうと、先ほど先生が言った合意形成の中で、そこまで進んでないんだと思うんですよ。そうすると先ほどの薬局について、僕のイメージだと、白に何かわからないけどマークが付いてるようなもので。逆に言うと、下手な赤の真っ赤っかよりも、白で落ち着きがあると言われればそうなのかなというふうにも感じるし。となると今いいのかなと。逆にただ、そのデジタルサイネージで LED 化されて

いく中で、良い技術もあれば、看板にすると LED 明るい方がうち目立つんだよと。例えば中国系の方だったら赤が本当に好きなんだろうけど、赤、日本人駄目だって言うから白にしてガンガン照らすとか。そんなふうなことになると思うんで。そうするとそういうところは、この景観審議会の景観ガイドラインの中で、ルクスというんですかね、そういうので縛りをかけたりなんかすることはできないのかなと認識してるんですけど。

○岸田会長 ありがとうございます。こちら、事務局どうですか？

○事務局 はい。資料 2 の 6 ページをご覧くださいますと、前回小委員会の中での議論をまとめたものになっておりまして。このうち 4 番から 7 番というところが夜間景観のところになっておりまして、そのうちの 5 番の議論の中ではそういう明るさ、照度ですとか輝度・色温度といったものを数値的に基準を作れないかといったような議論が出ているところは現在の状況でございます。これがどのくらいの明るさなら良いのかそういう商店街ならこういうものがいいとか、住宅街ならこういうものがいいといったその具体的なところはまだこれからにはなりますけれども、そういった検討も今後進んでいくものと考えてございます。

○岸田会長 ありがとうございます。夜間に関してはどうなのでしょう？日本は非常に規制が緩いというかほとんどないっていうか、そういう現状だと思いますが。小委員会の方で、明るさに関してはそれぞれの場所に応じた明るさを考えるべきだとか、あるいはこんなに明るいのは駄目だとかというような話は今のところは出ていないですか。

○伊藤委員 伊藤です。今、事務局からご紹介いただいた広告物についてはですね、昼間よりも夜、例えば赤い看板を照らすことでよりものすごい目立つようになるので、明るさの基準を作った方がいいんじゃないかみたいのは前回、学生さんからもそういう意見があったりして、そういう基準の作り方はあるのではないかという話はできてます。そのため、ちょっとまだ具体的にはどういうふうにするというのはないんですけど、ちょうどこの 5 番にあるような意見が出されたところで。資料 2 の 6 ページ、これは照明ですね。照度・輝度・色温度などの見え方も変わってくると思う、数値的なところも盛り込めないかとか。あとその下の 6 番の夜間の屋外広告物の照明について、時間の概念を取り入れる必要がある。深夜まで煌々と明るい光を照らすのが地域によってはそぐわないこともある、というような意見がちょうど出されてまして。それをこれからどういうふうにしていくかというところは、まだ議論できていないんです。

○岸田会長 ありがとうございます。先ほど白石委員ですか、白山通りがあるところまでは文京区で、あるところからは豊島区で全然明るさが違って、文京区の暗さがいんじゃないかというお話がありました。確かに、例えばパリなんかに行くと、本当に都市の典型みたいな場所でも、特に明るいというわけではないんですよね。大体赤系統の質の控えめの光で統一されて、ぼわっと明るい街が広がってる。その中で例えばエッフェル塔なんか、ポイントとしてライトアップされている。パリは 10 年 20 年でできた街ではないから、東京でああいう形にすることは簡単にはいかないのかもしれませんが、東京の中では白石委員のご指摘のように、暮らしの中の、特に夜の光の状態っていうのも考えてもいいのかもしれないですね。土田委員どうぞ。

○土田委員 はい。街路の道路の景観デザインをやると、これ夜間景観という表現になっているのでちょっと全体ぼわんとした表現になっていて、先ほどインバウンド系の話と賑わいの話とデジタルサイネージを狙い撃ちという話になっているんですけど。道路の設計をやると、まずは街路灯の設計が一番最初にあって。街路灯が例えば車道照明と歩道照明を分けるのか分けないのか、色温度と、あとはあんまり明るすぎても電気代が高くなっちゃうのでそれもどうするかというのと。あと色のライトのむらが出てはいけないというところから実は徹底的に設計していく。実はその照明環境として一番読めないのは沿道建物の漏れ光なんです。要は沿道建物が明るければ実は街路灯側はそんなに受け持たなくていいんですけど、ただ業態によってはいわゆる夜消しちゃうところがあると、今度セーフティの問題がかかってきて、防犯上の問題が出てきて。今度どっから街路照明がいつしか防犯灯と切り替わるっていうのが、それがメインストリート、商業系のストリートから住宅街に入ると、今度光害の問題もあるので、公共の街路照明が立てづらいところは電柱共架型の俗に防犯灯というところに切り替わっていくんですけど。これも足りる足りないとか、特に差別的かどうか置いといて、上から照らされると女性は怖いんですよね。向こうから来る人間の男か女かわからない、顔の表情がわからない。それをなるべく避けるために、低い位置で防犯灯をつけるというのはいろんな要は工夫があるんですけど。いろいろ申し上げましたが、やっぱり夜間照明なのか夜間景観なのか、その沿道の土地利用も含めたトータルなそのエリアをどういうふうに夜間の環境としていくのかみたいなところを 1 回個別に検討しないとなかなか一概には言えない。だから、とりあえず一般の住宅地を置いて、先ほど白山通りという話がありましたけど、拠点の中の街路の夜間をどうするかみたいなところから入っていくのかな、というようなちょっと感覚は持っています。

○岸田会長 ありがとうございます。一つのきっかけとして、拠点を中心にして光の状態をまずコントロールあるいは検討しようということでございますね。

○清水委員 はい。なんか話が変わってきたので、言うことがだんだん変わってきている感じがするんですけど、やはりね、これ文京区の場合は、先ほど伊藤先生言われましたけれども、27 ページ、これのですね、レイヤーを重ねて作ったのがやっぱり良かったんだと思っているんですよ。それで、おそらくここにも明るさのレイヤーを入れる必要があるなと思います。場所によって考えるのではなくて全体的にですね、地図を描いた方がいいと思います。明るい暗いというのをここはこうっていうのをバーっとで、それがグラデーションに繋がっていくんですよ。これ街は全部繋がってるんですから。だから、文京区ではなくて、その外まで考えるということだと思います。あの周りのところの区も、おせっかいに描くぐらいの感じでやって、その中の内側はどうなってるのかから決めてかないと。ここは明るくっていうふうな、それでショートで言っちゃったらもう全然話はもうめちゃくちゃになっちゃうんで。全て同じふうなグラデーションになっているようなレイヤーをいくつも街に重ねて行って、これが文京区の景観の作り方だと言ってもいいのではないかと思います。例えば台東区浅草とか上野はこうあるべきというのは、ちょっとおかしいと思うんですよ。これどこまでが上野なのかわからないのに、こんなこと言っているのは。だからそういうふうな考えをまずすべきだというのが第1です。

あと、先ほど色彩と素材の話があったときにも思ったんですけど、そこにもう一つハードル高いんですけど、私が一番気になるのは、今後特に危機を覚えているのは閉鎖性です。どんどんどんどん閉鎖されていくんだろかなと思います。これはいろんな事件が起こってますから、あの無理やりでも入ってくる強盗が出てきているからみんな防御にかかっていく。それで、このときにどうやって開放的に示すかというふうな。これはある程度何ができるのかわからないですけど、できるだけ地域によりけりですけど、いかに外と繋がっているか。おそらく街を歩いていてもそういうふうな光が漏れているところは安心するわけですよ。それが真っ暗な通りになった途端、素材としては綺麗かもしれないけれど、夜には非常に怖い通りになってしまう。だからこういうふうなポイントも入れておく必要があると思います。できるだけ何て言うのでしょうか、去年だかなんかも非常に閉鎖的な建物が景観賞の候補に出てきたときには私非常に違和感ありましたけれど、そういうふうにはななりつつあるので。それを防ぐ意味合いも、この景観法の中の指標の中に入れるべきだな、何か言うておく必要があると思います。

○岸田会長 ありがとうございます。ちなみに最後おっしゃっていた閉鎖的な建物ってあれですか、集合住宅？

○清水委員 そうですね。要は、一つの建物としてはすごくいいんだけど、全体として見ると良くないという例が出てきているということです。だから街として考えないところの場所はですね。そういう認識を持つ必要があると思います。

○岸田会長 そうですね。あれは確かにすごく閉鎖的だけど、ああいうのが今うけるみたいですね。先生のご指摘は非常に重要だと思います。この閉鎖性、閉じるか閉じないかという、要するに完全な開放でも閉鎖でもありえなくて、どう開くかという問題でもあるわけですよ。

○清水委員 そこを、考えて欲しいわけですよ。考えてほしいことをこちらは出すということですよ。

○伊藤委員 確かに、清水先生おっしゃるように、気配が感じられるというのはすごく大事だなと思ってしまして。私、別の区の景観審議会の委員もいくつかやっているんですけど、そういうときにはやっぱり必ずそういうことを申し上げるんですが、でも確かに実際どこかに書かれているかという、書かれていなかったかもしれないと思って。例えば、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めるみたいな項目はあるんですけど、もう少し具体的に光の状態もちろん、光とか開口のあり方だと思うんですけど、おっしゃるようにそういうところは入れるのかなというふうに思いました。あと、もう一点、先ほどの光のグラデーション作るのもいいなと思って伺ってたんですが、他の区との関係で。例えば今回飯田橋が拠点の一つになっているんですけど、飯田橋は文京区、新宿区、千代田区の境にあるので。文京区は文京区として決めるにせよ、新宿区はどうしてるのかとか、そういうところは少し連携ではないんですけど、しながらやっていけないかという提案はしました。私、それこそ新宿区と千代田区の景観審議会の委員もしていたので、あそこで交わってる感覚があって。新宿区は少し他の区の様子も見ながらやっているというふうに、どういうふうに見ているのか具体には聞けなかったんですけど、担当者はおっしゃっていたので。ちょっとその辺の情報も得ながら、運用は考えていくと。千代田区はあまり今のところ私が見てる範囲で、区境にかかるような案件があまり多くなかったんで、そういう具体の話が出ていなくて。

○土田委員 千代田区は、もうちょっと小さすぎるんですよ、5万人しかいないので。景観まで手が回らないというのが正直なところですよ。

○岸田会長 ありがとうございます。やはり考えなければいけない問題は考えていけ

ば考えるほどいろいろと出てくるなど改めて実感できます。それで清水先生がおっしゃられた、ある種、区だけで閉じずに、連続性を考えていかないといけないと。景観計画的にはその繋がりということ、何か提案できるのではないかとということでございますね。それは街並みの素材の問題であるかもしれないし、光の状態であるかもしれないけれど、都市的な空間の繋がり、開放性・閉鎖性の問題であり、計画の中できちんと位置づけて、決めていく必要があるというご指摘だと思いました。非常に重要なご指摘だと思います。ぜひ小委員会の方で改めてご検討いただければと思います。それでは、まだ時間は少しあると思います。はい、どうぞ橋委員。

○橋委員 はい、橋です。先ほど浅田委員におっしゃっていただいた谷中のドラッグストアの店舗の広告というか店舗全体ですね。やっぱりあれは私も非常にひどいと思いました。ああいうものってできてから思うんですよね。できたものはなかなか規制があっても何ともないので、でもやはり何か規制するしかないのかなと私は思っていますね。一般的にドラッグストアの特にチェーン型は問題が多くて。たまたまちょっと知って聞いたのは鎌倉のですね、ちょっと文京みたいな感じもありますけど、鎌倉の駅の前に同じような、また別のチェーン店ですけどドラッグストアの大型の店ができて。それやっぱりできてから非常に問題があつて。できるまではいろんな手順があつてできたけど、できたらこれどうするんだというふうな SNS なんかでも騒がれているという、そういう事例もあります。だからやはりその辺はある程度規制ということ、そういうことを考えていかないと、何か出来たものは仕方ないので、はまたちょっと問題だしというふうなことを思いました。以上です。

○岸田会長 ありがとうございます。この問題は屋外広告物に限らず、建物の色彩でも実は大きな問題になることもあるので、ぜひうまくコントロールできる仕組み、対話型の調整にしても、うまくコントロールできるようなそういう仕組みが考えられるといいと思います。景観計画の中でそういう可能性というのはあるわけですか。屋外広告だけを取り上げるっていう話ではなくて。

○事務局 景観計画の中ではなくて、現状も屋外広告物景観ガイドラインで、指導の基準や誘導の方向性は示しているところになります。こちら平成 21 年に作成したものということで、やはり少し作ってから時間が経っていて、新たな考え方なども今出てきてるところかと思うので、そういったところも時点修正を入れながら、より今の状況に必要とする指導ができるような形にはしたいと思っています。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。ちなみに今日配っていただいたこのガイドラインの中に、この問題に関連したところというのはございますか。

○事務局 ガイドラインそのものには先ほどからお話になっている光のことについては、触れられているものではございませんので、そういったところについても今後のことも含め、新たな基準を設けるかというところは検討しております。

○岸田会長 逆に言うと、大きさに関するある種のチェックは働かないんですか。

○事務局 ガイドライン上で、大雑把な書き方になっていますが、一応大きさについて、文字の大きさですとか、そういったところを誘導してるところなんですね。ただ数字での記載は少ないので、こういったもっと余白を取って欲しいとか、混み合わないようにもっとすっきり表示してほしいとかそういった協議をしているというところでございます。

○土田委員 すいません、1点だけ。またちょっと話がそれちゃうかもしれませんが。屋外広告物は屋外広告物法って建築基準法とほぼ同時期にできて、昭和24年だかにできている。それ以前からあるんですけど、基本はこれ構造基準をベースにした規制法律です。建築基準も当然警察権限だったときから含めて、建てては駄目で竣工した後であっても違反が見つければ打ち壊すという強固な法律だったんですけど。景観法は、本来、規制の法律ではなくて、あくまでみんなで作っていくというのが前提なので、実は景観法の中でもこの屋外広告物法って規制的にはあんまり書きづらいという語弊があるんですけど、そんな側面もちょっとあります。申し上げたいのは、やっぱり冒頭申し上げた景観アドバイザーさんが助言を与えるというところもあるんですけど、基本はこれ、先生に叱られるの覚悟で言うと、今の建築をやっている方々が、やっぱり作品性を求める傾向があって、もしくはそれと逆で、クライアントの意向にサービス精神旺盛にクライアントがこうしたいと。例えば今ご指摘になったチェーンの薬屋さんのレギュレーションのやつも、あれでやれば安くできるので、そういうふう設計する方向があるんですけど。本来の建築デザインというのは、ファサードも含めてその地域のコンテクストを読みながら、自己を主張しつつ、クライアントの満足感をつくりつつ、いかにその街で長く生き続ける建築をデザインするかというところにあったんですけど。それがやはり必ずしも昨今の高度成長以降少しおかしくなってきたところがあるというところに対して、あくまで建築デザインとかランドスケープデザインとかということではなくて、もう少し上位の景観、みんなのまち並みというような概念をその専門家の方たち、クライアントの方たちに理解を促すという意味で、こういうふうなことに配慮してくださいとか、こういうことを考えてくださいよって、当然考えるよねと言わずに考えてくださいというふうな意味で景観計画って構築されている部分もあると思うので。そういう意味だと結論的に申し上げ

るとさっき伊藤先生がおっしゃったような、この解説集をポジティブに捉えていい例だけに乗っけていくのか、場合によっては悪意を持って「みんなで考えなかったらこんなことになっちゃうよ」という、薬屋さんの写真を「協議はやって『はい』って言ったんだけど、できたのがこれでした」みたいな、その顛末の判例集みたいなやつですよね。弁護士が持つ、そんなようなものでも僕はいいのかな。そういう意味だと、こっちはやっぱりみんなで考えるためのヒント集で、その顛末についてはうまくいったところとうまくいかないところがあるよ、というのがこっちなのかなみたいな、そんな役割分担もあるかなとちょっと思っ

○**岸田会長** はい。ありがとうございます。今の先生のご指摘も踏まえて、簡単にいかない問題だとは思いますが、ぜひご検討いただければと思います。その他いかがでしょうか。八木委員。

○**八木委員** すいません。元に戻ったような質問になっちゃうんですけども。見直しのポイントは、時代を背景にして大変よくわかります。それでもっとベースのところと言うとおかしいんですけど、前回の審議会で委員の方から「19 の界限」という話題が出たんですが、19 の界限で、その後私見たんですけど、みんな 19 ヶ所とも文京区にとっては大切な資産の景観形成しているところなんです。今回拠点です、どういうふうに変えていったのか、その辺何か小委員会での経過とか何か議論があったら紹介してもらえればというふうに思います。

○**伊藤委員** 今回、拠点と言っているところは、界限とは少し違って。少し雑に言うと、これから開発などにより高いビルの整備を誘導するというのが都市マスタープランの方で規定されたので、新しく開発がたくさん起きそうな場所を拠点として改めて位置づけ直したということです。それで、小委員会の方でもやはり拠点は拠点として、拠点ではないけれども界限性を持った、その場所らしさみたいなまとまりがある地区って文京区には結構ありますよねという。そこで、それをうまく表現できれば、アドバイスでもそういうのが使えると思うんですけどっていう意見も出ているので。そこで、かつてあった 19 の界限というので入れ込むのか、あるいはもう少し、資料集みたいなものとするか、資料編というのが景観計画の後ろの 113 ページに入っています。これ色々な情報が載ってまして、どんな地区があるのかとか、どんな歴史的な建築物があるのかとかそういうのが載っているんで、何かこの辺に界限を載せられないとか、これはちょっと半分私の個人的な意見も入っているんで、後で事務局から補足していただければと思うんですが、多分今、界限というのは、現行ではないと思うんですけど、ただ、割と何かその界限、19 の界限というのが性質を捉えて

いるんじゃないかということだとすると改めて、何らかの形でちょっと景観計画にまで入れられるかどうかは分からないんですけど、参照していただくような方法は私もあると良いのではないかなと思ってはいるんですが、事務局は苦労しているかもしれないです。補足をお願いします。

○事務局 はい。では事務局から1点補足をさせていただきます。伊藤先生におっしゃっていただいたとおりで、19の界限という考え方は、現行計画の前の計画、景観基本計画という時代の時に、そういう考え方を示していたところでございます。そして、今の景観計画にする際にですね、先ほどからページ数で27ページということが出てきましたが、レイヤーを重ねるようなその土地の、景観特性を表すような考え方に、変更してるところでございまして、その界限性で土地の基準を決めるというところに戻すことまでは考えてはいませんが、先ほどからおっしゃっているようにその、おそらくその土地がどう使われてきたか、どう人が暮らしてきたかといったような、その地域のあるひとまとまりを界限と呼んでいるようなところであれば、そういったところが、この地域にはこういう土地柄だよみたいなものをですね、景観計画に載せるのはちょっと難しいかも分からないんですけど、先生がおっしゃった資料集ですとか、あるいは景観づくりの手引き、実際その設計する方が見るようなところを、資料の中に、紹介するような形で、何か盛り込むかとか、そういったところは今検討しているところでございます。

○岸田会長 ありがとうございます。界限ということはそのものが、分かりやすいので、是非、何らかの関係を持たせていければですね、計画と、繋げていければいいと思います。それで、確かに界限をその計画自体の中に入れるものを、入れることが多少困難なことかもしれませんが、関係を持たせるということぐらいであれば十分、検討できるかなとも思います。是非小委員会のほうでご検討をお願いしたいと思います。それでは他にいかがでしょうか？

○綱島委員 はい。大規模開発の部分でちょっと質問したいんですけども、拠点として、大規模開発が予定されている部分が追加されたということで、拠点基準案というのを見ると、ちょっと漠然としてるといえるか、当たり前の話を書いてあるぐらいの内容だと思いますので、ここに書いてあるとおりオープンスペースを中心にした景観デザインが必要というふうに、より大規模開発に特化したようなその景観的な方針みたいなものが、今後検討されるご予定と伺えるんですけども。1つはもうすでに動いてる後楽なんていうのはもうだいぶ進みつつありますし、そういう時間軸で、この景観計画というのが間に合うのかどうなのかっていうことが1つと、具体的にどういったプラ

ンを検討される予定なのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○事務局 はい。では、事務局の方から説明させていただきます。拠点基準イコールその大規模開発のエリアということではないということで、拠点の基準というのはその駅周辺の地域で、こういったしつらえを持たせるような空間を作るべき場所といったようなエリアを拠点として扱っているというところでございます。飯田橋についてはたまたまその飯田橋駅が近いということで、その拠点基準の中に、再開発の地域が入っているという状況でございます。そこの地域についてはですね、現状計画がだいぶ進んでまいりまして、景観協議等ですね、東京都も含めて再開発準備組合の方が進めているというふうに聞いております。この新しい景観計画の見直しがその再開発の協議のところに間に合うというものでは当然時間的にはないんですけれども、今後他のもので場所等でも大規模も含めて様々な計画がありますので、そういったところには、今後適用していく形になるかと思えます。

○岸田会長 はい。ありがとうございました。スケジュール的にこの見直しに間に合わないところは旧計画のものが適用されるということでございますか？

○事務局 はい。今、スケジュール的には、令和9年3月に見直しして、その先にまだちょっと確定ではないんですけれども、一定周知期間を踏まえて、9年度中のどこかで適用という形になろうかと思っております。

○岸田会長 はい、分かりました。これは仕方がないというかそういう枠組で進んでるわけですから、できることはやっていかないといけないということでございますね。その他いかがでしょうか。

○板倉委員 先ほど、19の界限のお話がありまして私、前回の時に提案させていただいたのでやっぱり文京区の街全体を見た時に歴史だとか、そこにずっと暮らしてこられた方々の思いだとかそういうのも含めた形でやっぱり大きなくくりではなくてその地域ごとのそういった景観だとか様々な皆様の考え方だとかそういうのが取り入れられるような形で是非大きいくくりではないそういう形でやっていただきたいなっているのは、こないだからこれはお願いをしていたことです。そして、今の計画の110ページのところに、東京都・隣接区との連携ということで書かれているんですけれども、先日、新宿区さんも、景観まちづくり計画というのを見させていただきましたら、隣接区との連携というのも新宿区さんの方には書かれていて、先ほどからも谷根千のことだとか出てましたので、やはり文京区だけではなくて、台東区さんだとか、の計画だとかそういうものとの整合性というかこう連携というのは必要ですし、神田川のことと言いますと、神田川については景観形成基準ということで神田川のところ

では、特別な扱いで今の計画はなっているんですけどもそういう点で言った時に、文京区と豊島区と新宿区とそうしたところとの、連携というかをも少し具体的な形で入れていただきたいなっていうふうに、思いました。また冒頭に伊藤先生が、学生の皆さんとフィールドワークされていたというご報告いただきましたけれども新宿区さんも大学との連携ということをやってらして、結局様々大学生の皆さんが参加して、検討してもらって、地域で生活する方の視点を取り入れた計画、そういうふうに、書かれています。それで、文京区には 19 大学があるというふうに言われておりますので、是非大学との連携ということもこの中に入れ込んでいただいたらいいのではないかなと思いましたが、やっぱりそしてまちづくりの問題では先ほどの大型のドラッグストアの話も出てましたけれども新宿区さんはその商店街だとか地域の皆さんとの連携ということもこの計画の中に入っていますので文京区としても、広くご意見をいただいたりという意味を込めてはそういう連携っていうのは非常に必要ではないかなというふうに思いますので、それを入れ込んでいただけたらなというふうに思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。区をまたいで、住民の皆さんが景観づくりに参加されるということで、とてもいいことだと思います。具体的な方法というのがなかなか簡単にいかないような気もするので、ご苦労かもしれませんが、検討いただきますとありがたいです。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○高山委員 高山と申します。今のご意見に、関連しているか分からないんですけども、先ほど清水先生がおっしゃっていた、谷根千の地元の地域の皆さんのちょっと意識が、薄いというところをおっしゃってたんですけども、文京区に元々住んでる方っていうのは割と、その景観だったりとか歴史だったりとかというのはすごく詳しくたりとかするんですけども、文京区は結構小学校を求めて、別の区から引っ越してこられたりとか、地方から、上京して来られたりという方も結構多いので、そういった方々は、文京区の景観だとか歴史だとかそういったところにちょっと意識が薄いなという思っているところがあるんですね。なので例えば、学校ぐるみで何かこういうイベントをやったりですとか、こどもさんを集めて親御さんと一緒に、地域のイベントやったりですとか、そういったところで意識を高めていただくのもいいんじゃないかと少し思いました。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。言ってみれば景観を意識するきっかけづくりとして何か仕組みを考える必要があるか、というご指摘だと思いましたが、この辺は、今まであったかどうかというところですね。

○事務局 はい。まさにおっしゃるとおり、景観に対する区民の意識というところを事務局側、区としても高めていきたいというところで、これまでも啓発事業に取り組んでいるところでございます。今行ってるのは例えばこどもさん向けに、写真の撮影方法をレクチャーしてみんなで写真を撮りながらいい風景を切り取ってみようとか、そういった啓発事業を行っているところなんですけれども、次年度は、さらにもう一つ加えて、根津地域をまち歩きしながら見てみようといったものを、こどもをメインターゲットに、そういった啓発事業も行っていこうと考えております。今おっしゃられたこどもさん向け、小学校に向けて、といったところを区の方も深く意識して、これから対応していきたいと思っております。今おっしゃっていただいた地域での盛り上げといったところは、今後の啓発事業を考える時にも参考にさせていただきたいと思っております。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

○橋委員 簡単に。橋です。今おっしゃった啓発の方はどんどんやっていただいたらいいと思うんですけども、ちょっと先ほどの話に戻るようですが、谷中のドラッグストアの場合は、本当に狭い商店街で非常に大きな店舗が目立って、多分商店街の人は、商店街繋がりがあから言にくいということがああると思うんですね。ただ、文京区在住かどうか別に利用する人は、あれはなんかおかしいという気持ちはみんな持つと思うんですね。それで、そういうことを、仕方ないとか、大型チェーンだから仕方ないとかそういうふうにみんな思ってるかも分からないけど、やっぱり、なんかひどい景観だなということがあれば、そういうことを言ってもいいんだという、そういう雰囲気作りというのは非常に大事だと思うんですね。ごく簡単なことで、啓発と、並行するかも分からないけれど、これはひどいなという声をもっと、簡単に上げてそれを吸い上げるようにすればそういう雰囲気作りが、またその景観をよくしていくんじゃないかというふうに思います。以上です。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。今回の景観計画の見直しにおいてこうしたソフト面での工夫を盛り込むということはできるんですか。例えば今のご指摘に関連して言うと、区がコントロールするかどうかは別にしてね、SNS のサイトを作るとかして、新しい広告や大きい広告ができた、大きな施設ができたことに対していろいろコメントや、意見を発表できるような仕組みがあっても良さそうな気がするんですが、いかがでしょうか。

○事務局 事務局から今、こういったことができる、できないといった、ご回答は、即断でお答えできることはないんですけれども、なかなか、SNS など区が設けるとな

るとコンプライアンスの問題とか様々あってですね、難しいところはあろうかと思います。ただ一方で、先ほど土田先生もおっしゃってました、景観はみんなで作るものというところで、そういった地域の話が盛り上がるきっかけを何かこう仕組みで作れないかといったところは考えていくことかなというふうには思っておりますので、ちょっと答えはないんですけども、そういった研究課題というふうには捉えております。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。その辺、柔軟に考えていただけますといいと思いますね。こういう景観についての意見が発表できる、出せるというそういう場があって困ることはないのではないかと思います。話題提供ぐらいでお考えください。その他いかがでしょうか。どうぞ。

○佐々木委員 佐々木です。景観計画で、いろんな地域の特性を生かしてとかいうことなんですけど、それは大事なことなんですけど、ここまで大きなまちになると、意見、合意形成も難しいので。なんか景観作りって、今だとこんな景観になったらいいななんですけど、景観って作るものだからどっちかという、まちにもよると思うんですけど、多分私が今までいたまちというのが、ずっともうガチガチに縛ってもう建てちゃダメですとか、あと新築ダメですなんてエリアもあったりしたりしたんですけど、そういうガチガチのところっていうのもあるんですね。そういうところにいると、なんか東京って何でも建てられるからいいなって、またいろんな人が入ってくるからある意味一貫したこんなまちにしようってモヤモヤとしてても多分絶対なかなか難しいとは思っています。本当にこうまち作りたいのかっていう。本当に作りたい、景観作りたいんだったら多分本当に作るってなるとこうなると示して、ちょっと本気度を出して。もちろん本気は出していると思うんですけど、もう少し場所決めてでも何か実例を作るということを具体的にしていけばそこに人って集まる、そういう人が集まってきたそれが広がる可能性もあると思うんですね。こうその中で規制とかそういったものっていうのはどうしても出てくるんですけど、地方とか人数が少なければある意味社会的な、マニュアル、下手なことしたら、周りの人から言われるとかそういったのがあからそういうので抑制されるんですけど、東京というのはもうある意味何でもできちゃうので、最初はある意味ちょっと不公平ということなんだけど、こうしますというのはある一定のエリアで作ってしまっ、そこから始めるというのも本気度見せるみたいな感じでこんなまちができるんだ、思うようなまちができるんだっていう事例というのもあってもいいんじゃないかなっていうふうに思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。時間は限られてきましたが、今のご指摘は、

最初の方の土田先生とも関係していて、景観は作るものかできるものなのかという、基本的な問題に関わることで重要なところだと思います。それで、結局つくるでもない、できるでもないからどうするのかと。そうするとやはり、土田先生のご意見にもちょっと申し上げましたが、関係者のやっぱり対話を重ねていって、皆がそれなりに納得できるような姿を追求するそういう仕組みをつくっておくということが一番重要なと思うんですよね。ですから、押し付けでもないけど、関係者が全く当事者以外は関心を持たないというわけでもないというような形で結果としていい景観ができていくというふうに導いていければいいかと思っております。そういう意味でも小委員会の先生方のご努力にかかっておりますのでよろしくお願いします。仕組みづくりがある意味重要だということでございますね。時間がそろそろ迫ってきました。あと一方だけは大丈夫かと思いますが、他にいかがですか。

○山中委員 山中でございます。そもそもなんですけれども、この景観計画というものが、実際どう言ったような規制ができるのか、本当実際そのまちの先ほどから色々出ているお話で、薬局の看板がどうかまちがどうかというところをどこまで規制ができるのかなというのと、規制だけがね、あんまりいいことではないんですけれども、他では、色のトーンのあったまちがあったりとかしますけど、そういった方向性が持てるのかどうかというところもちょっと伺いたいんですけど。

○岸田会長 はい。どうぞ。事務局。

○事務局 はい。事務局です。今、お話いただいた規制ができるかどうかというお話で言いますと、規制というところは難しい状況があるかと思えます。あくまでみんなで景観つくっていきましょう、こういうまちになるといいですね、というものを示してそれに協力いただくという形になるので、こういうものでなければつくってはダメだというような制限は、この今の景観計画の仕組みの中ではできない状況になっています。例えば歴史的な風景を守るとか、そういったことの中での規制をかけるといったところはあるかと思えますけれども、現状、文京区の中ではちょっと難しいことかなと思っております。かと言って、何もできないとは考えていなくて、協議の中では、こういうふうにして書いてほしいとか、景観計画に基づいた、助言という話になりますけれども、あくまで、協力をいただくようお願いをしているところになります。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。委員の皆さん、よろしいですか。私の方がタイムスケジュールを間違えておまして、見直し案の議論はここまでにしたいと思えます。ご議論、本当にありがとうございます。景観計画の見直しの骨組みはご報告いただいた骨子案のとおりとして、基本的には進めたいと思っております。もち

ろん今日頂いたご意見を踏まえて、小委員会ではご検討をお願いいたします。それではもう1つ議題がございます。その他の議題として「文の京景観賞」での扱いと、今後のスケジュールについて事務局にご説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは資料3をご覧ください。まず「文の京景観賞」の見直しについてでございます。区内の優れた景観づくりに貢献したものを表彰する景観賞でございますが、資料3の下の方に、参考で表をつけておりますが、ここ数年、景観づくり活動部門の応募数が少ない状況となっております、この3つの部門の再編成を考えていくというところのご報告を昨年1月の審議会で、いたしましたところでございます。本日のご報告は今後、表彰分科会において検討に着手するという内容でございます。表彰分科会の構成につきましては、3に記載がありますように、米田委員、佐々木委員、橘委員、對馬委員、八木委員、根岸委員の6名で、構成されております。検討スケジュールでございますが、5月より検討開始しまして、令和9年1月に予定の審議会で、見直しの案を報告するという予定でございます。景観賞見直しについては以上となります。

続きまして、資料4をご覧ください。今後の景観計画等の見直しスケジュールでございます。下から2番目の景観計画の行でご説明いたします。現在3月でございますけれども、ここまで骨子案の検討を行ってまいりました。4月以降ですけれども、素案の検討に着手しまして、10月頃パブリックコメントなどを行いまして、いただいた意見を踏まえながら景観計画案を作成します。令和9年3月に見直し結果を公表する予定でございます。本審議会の開催予定につきましては1番上の行に記載がございます。令和8年度の第1回目は、7月の終わり頃から8月上旬を予定しております。第2回につきましては、令和9年1月に開催予定としておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。説明は以上になります。

○岸田会長 はい、ありがとうございました。伊藤先生、これなかなかスケジュールがタイトになっているのですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。資料3及び資料4のとおり、景観賞の見直しについて、あるいは今後の景観計画の見直しスケジュールについてご説明いただきました。こちらの内容について事務局からの報告という形になりましたが、委員の皆さん、特にご意見がございましたらどうぞお願いいたします。

○土田委員 1点だけすいません。土田です。今特に米田先生がまとめていただくので、心配ないとは思ってますが、文の京景観賞の話はこの景観計画の景観づくりの推進施策の中の1つとして、緩やかに関連付けてこれとまち並みウォッチングを実施していくって話のところの位置づけなんですけど、今回ちょっとすいません、揚げ足を

取るようですが、資料3のところの説明が「活動部門が少ないので」っていうネガティブな発想でちょっと見直すというふうに受け取られかねないので、改めてやはりこの景観計画をより有効に区民ないしは関係の方に知っていただくメッセージの発信としての、なんかテーマ設定みたいなものを区民委員の方たちも一緒にちょっと考えていただけると嬉しいなというお願いでございます。

○米田委員 私もいいですか。

○岸田会長 はい、どうぞ。

○米田委員 私もそういうことちょっと言いたかったんですけど、これはあくまでやめるという方向では絶対ないと思いますので、いかにしたら集まるかということを考えていただくということで、こういうので表彰することによって意識を高めることになりますので、これは絶対続けていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○伊藤委員 ちょっと補足、すいません。もう時間終わります。先ほど啓発活動の話があったんですが、全部が景観計画だけで、景観の、誘導ができるわけではなくって、この景観でも、賞があって、色々子どものワークショップがあって、で、もちろん景観計画があって、その運用があってっていう、そのいろんな側面から、良い、より良い景観を作っていくという、その1つが景観賞だと思いますので、是非分科会の皆さんにはそういう視点で、より良い、より良い景観を作るための賞にしていただければと思います。よろしくお願いします。

○岸田会長 米田先生、よろしくお願いします。

○米田委員 責任を持っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○岸田会長 先ほど、ご指摘ありましたけど、見直しの経緯の中で少ない状況となっているということですがこれはもうやめるということではないということでございますね。

○事務局 はい。すいません。表現はなかなか思いが至らず失礼いたしました。やめるという考えでは当然ありませんし、今後より良いものにしていくという考えで、この辺りは見直しをさせていただきたいと思います。

○岸田会長 はい、ありがとうございます。それでは、特に他に事務局から他の連絡事項はございますか。

○事務局 はい。それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。本日は長い時間貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございます。いただいた意見につきましては小委員会で検討の上、次回の審議会で、素案をお示ししたいというところでござ

います。先ほどお話しさせていただきました次回の審議会ですけれども、7月の終わ
りから8月の上旬の開催を予定しておりまして、詳細はまだ決まっておりませんが、
決まり次第また改めて皆様にはご連絡をさせていただきたいと思っております。また、
席上配布いたしました景観計画の冊子等は、会議の終了後回収いたしますので、その
まま席に置いたままで結構でございます。事務局からは以上でございます。

○**岸田会長** はい、ありがとうございます。それでは今日の審議会はこの辺で終わりたい
と思います。ありがとうございました。よろしくお願いします。

以上